平成２１年（フ）第１５５３４号
東京都新宿区西新宿７丁目19番17号
破産者　株式会社総和設備事務所
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５３６号
長野県松本市大字岡田下岡田244番地２号―201
破産者　株式会社ゼロ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５４２号
東京都中野区新井１丁目９番14号
破産者　有限会社Ｌ＆Ｅ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２７号
東京都葛飾区東金町３丁目33番１号　第２若松ビル１Ｆ
破産者　有限会社ウエル学院
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２８号
千葉県市川市大野町３丁目203―１―303
破産者　小口　一己
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２９号
千葉県市川市大野町３丁目203―１―303
破産者　小口　典子
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６６０号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246番地
破産者　株式会社ｉｋｎｏｗ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６６１号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246
破産者　稲生　宗久
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６８４号
東京都豊島区西池袋４丁目26番７号　プロスパー西池101
破産者　有限会社アシスト眞和
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７０３号
東京都品川区西品川３丁目16番31号
破産者　有限会社高橋機工
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７０４号
東京都品川区東大井３丁目３―11　園方201
破産者　高橋　純弘
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７８７号
東京都千代田区神田司町２丁目19番地７
破産者　株式会社日本環境科学研究所
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７８８号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡１丁目５―21
破産者　水島　幸彦
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７９１号
東京都世田谷区新町１丁目20番４号
破産者　有限会社タクトフィルム
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７９２号
鹿児島県姶良郡蒲生町漆2651、住民票上の住所東京都目黒区東が丘２丁目11―10―203
破産者　大脇　為友
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７９５号
東京都大田区蒲田５丁目18番５号
破産者　有限会社スウィッチ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７９６号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目18―39
破産者　式田　哲司
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８７５号
東京都板橋区東坂下１丁目10番８号
破産者　株式会社ＣＸＯ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８８３号
埼玉県入間市大字新光306―611
破産者　安立　幸雄
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８８４号
東京都世田谷区成城３丁目15―１―507
破産者　曽我部秀樹
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２０４号
東京都世田谷区等々力７丁目23―12―101、開始決定時の住所東京都世田谷区等々力３丁目21―19―305
破産者　根岸　　茂
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６８６号
東京都町田市木曽東１丁目２―Ｂ４―412
破産者　安藤　　太
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部